# 愛三工業人権方針

## １．前文

私たち（愛三工業株式会社および国内外子会社）は、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、これに基づき人権尊重の取り組みを進めていきます。

私たちは、「人を大切にする明るい職場を築いて」を経営理念に掲げ、グローバルに事業活動を進めるうえで、多様な人財が生き生きと活躍できる企業をこれからも目指していきます。

愛三工業サステナビリティ基本方針のマテリアリティの一つ「地域と共生し持続的社会に貢献」の取り組みとして、愛三工業人権方針を定め、私たち一人ひとりが守っていきます。

## ２．人権尊重へのコミットメント

私たちは、自らの事業活動が直接的又は間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、他者の人権を侵害しないことに努め、事業活動上生じうる人権への負の影響に対し、真摯に向き合い対応していきます。

全てのビジネスパートナーおよびその他の関係者が人権に関する負の影響に関与・助長している場合は、これらのパートナーなどに対しても、人権を尊重し侵害しないよう求めていきます。

私たちは、「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」などに定められている人権を尊重し、これらの規範に沿った取り組みを実施します。

万が一、当該国・地域の法規制が国際的な規範と異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追究していきます。

## ３．適用範囲

本方針は、愛三工業株式会社および国内外子会社の全ての役員・従業員に適用します。また、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーの皆さまにも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

## ４．人権デューデリジェンス

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その未然予防、軽減を継続的に実施します。

**５．是正・救済**

私たちの事業活動が、人権に対する負の影響を直接的に引き起こした場合または関係取引先などを通じて間接的な影響が明らかとなった場合は、適切な手段で是正するとともに、相談窓口を設けて国際基準に基づいた適切な対応を行います。

**６．教育**

私たちは、本方針が社内外に浸透し、全ての事業活動に反映されるように、全ての役員・従業員に対して、教育・研修を行います。

**７．進捗管理と情報開示**

私たちは、本方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善をしていきます。人権尊重の取り組み状況および結果を報告書にて開示していきます。

**８．ステークホルダーとの対話・協議**

私たちは、人権に対する負の影響への対応に対し、社内外の有識者に相談し関係するステークホルダーとの対話・協議を行います。

以上、本方針は愛三工業株式会社の取締役会において、2022 年 8 月 29 日に承認されています。

更新　2026 年 10 月 1 日

2022 年 8 月 29 日

愛三工業株式会社

代表取締役社長　加藤貴己

